

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 575 1012 638">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="596 848 819 905">2011</p> <p data-bbox="578 940 836 982"><u>(2013.6 改正版)</u></p> <p data-bbox="433 1793 982 1843">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="1626 575 2228 638">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="1813 848 2036 905">2011</p> <p data-bbox="1795 940 2053 982"><u>(2014.6 改正版)</u></p> <p data-bbox="1653 1793 2202 1843">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p data-bbox="2546 879 2769 957">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考
<p>(2) せん孔・分水止め工事検査</p> <p>給水引込管のせん孔及び分水止め工事検査は、指定給水工事業者の責任施工に基づき原則として写真検査とする。工事の主要部分について写真を撮影し、工法・水圧及び材料について本市の基準に適合していることを確認する。</p> <p>なお、写真は次の要点が明確に判別できるものとする。</p> <p>ア 着工前 イ 使用材料 ウ せん孔・分水止め箇所及び給水管布設状況(防食スリーブ及び土被り等) エ 水圧試験状況及び水圧ゲージ オ 公道部分の給水管の配管状況 カ 公道部分の給水管の洗管状況 キ 防錆用銅リング及び防食フィルムの装着状況 ク 埋戻し及び転圧状況 ケ 明示シート コ メーター設置状況 サ その他埋設管等との関係に必要な箇所 シ 完成</p>	<p>(2) せん孔・分水止め工事検査</p> <p>給水引込管のせん孔及び分水止め工事検査は、指定給水工事業者の責任施工に基づき原則として写真検査とする。工事の主要部分について写真を撮影し、工法・水圧及び材料について本市の基準に適合していることを確認する。</p> <p>なお、写真は次の要点が明確に判別できるものとする。</p> <p>ア 着工前 イ 使用材料 ウ せん孔・分水止め箇所及び給水管布設状況(防食スリーブ及び土被り等) エ 給水管がポリエチレン二層管の場合、継手の締付け状況 オ 水圧試験状況及び水圧ゲージ (サドル分水栓等の水密性の確認) カ 公道部分の給水管の配管状況 キ 公道部分の給水管の洗管状況 ク 防錆用銅リング及び防食フィルムの装着状況 ケ 埋戻し及び転圧状況 コ 明示シート サ メーター設置状況 シ その他埋設管等との関係に必要な箇所 ス 完成</p>	<p>【P.20】</p> <p>エの項からシの項までを1項ずつ繰り下げ、新たにエの項として、「給水管がポリエチレン二層管の場合、継手の締付け状況」の項目を追加。</p> <p>「水圧試験状況及び水圧ゲージ」の文末に「サドル分水栓等の水密性の確認」を追記。</p>

現 行	改正案	備 考
<p>3 給水管の接合方法</p> <p>配管工事における接合の良否は、極めて重要である。したがって使用する管種、継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適切と考えられる接続方法及び工具を選択しなければならない。</p> <p>給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。（基準省令第1条第2項）</p> <p>接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) ポリエチレン二層管の接合</p> <p>ポリエチレン二層管の接合は、金属継手を使用する。</p> <p>ア 金属継手(コア内蔵式一体型)による接合</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) 切管は管軸に直角に切断し、切断面に出たバリは面取り器等で取り除く。</p> <p>(ウ) 継手を管にセット、または継手を分解し、ナット、リングの順に管にセットする。</p> <p>(エ) 管を継手本体内壁に突き当たるまで確実に挿入し、リングのセットを確認し袋ナットを締め付ける。</p> <p>(オ) 締め付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(カ) 標準締め付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p> <p>イ 金属継手(メカニカル継手)による接合</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) インコアが入りやすいように内面の面取りを行う。</p> <p>(ウ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットする。</p> <p>(エ) インコアを管に、プラスチックハンマ等で根元まで十分にたたき込む。</p> <p>(オ) 管を継手本体に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付ける</p> <p>(カ) 締め付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(キ) 標準締め付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p> <div data-bbox="350 1543 1062 1837" style="text-align: center;"> </div> <p>図3-58 メカニカル継手の接合</p>	<p>3 給水管の接合方法</p> <p>配管工事における接合の良否は、極めて重要である。したがって使用する管種、継手、施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適切と考えられる接続方法及び工具を選択しなければならない。</p> <p>給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。（基準省令第1条第2項）</p> <p>接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) ポリエチレン二層管の接合</p> <p>ポリエチレン二層管の接合は、金属継手を使用する。</p> <p>ア 金属継手(コア内蔵式一体型)による接合</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) 切管は管軸に直角に切断し、切断面に出たバリは面取り器等で取り除く。</p> <p>(ウ) 継手を管にセット、または継手を分解し、ナット、リングの順に管にセットする。</p> <p>(エ) 管を継手本体内壁に突き当たるまで確実に挿入し、リングのセットを確認し袋ナットを締め付ける。</p> <p>(オ) 締め付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(カ) 標準締め付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p> <p style="background-color: yellow;">ただし、トルク値管理が困難な場合は、各製品の仕様に基づくねじ山等による管理とする。</p> <p>イ 金属継手(メカニカル継手)による接合</p> <p>(ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) インコアが入りやすいように内面の面取りを行う。</p> <p>(ウ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットする。</p> <p>(エ) インコアを管に、プラスチックハンマ等で根元まで十分にたたき込む。</p> <p>(オ) 管を継手本体に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付ける</p> <p>(カ) 締め付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。</p> <p>(キ) 標準締め付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。</p> <div data-bbox="1626 1606 2202 1858" style="text-align: center;"> </div> <p>図3-58 メカニカル継手の接合</p>	<p>【P.76】 金属継手（コア内蔵式一体型）による接合の（カ）の項目にただし書きを追記。</p>

現 行				改正案				備 考
(1) 水質基準項目				(1) 水質基準項目				【参-60~62】 表1水質基準項目について、9の項から50の項までを1項ずつ繰り下げ、新たに9の項として「亜硝酸態窒素に係る基準値(0.04mg/l以下)」を追加。
「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）				「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）				
表1 水質基準項目				表1 水質基準項目				
平成23年4月1日改正				平成26年4月1日				
No	項目	基準	備考	No	項目	基準値		
1~8	(略)	(略)	(略)	1~8	(略)	(略)		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/l以下であること	無機物質	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/l以下であること		
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/l以下であること		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること		
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/l以下であること		12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/l以下であること		
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること	有機 化学物質	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/l以下であること		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること		14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること		
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること	消毒 副生成物	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下であること		19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		
20	塩素酸	0.6mg/l以下であること		20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること		
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること		21	塩素酸	0.6mg/l以下であること		
22	クロロホルム	0.06mg/l以下であること		22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること		
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること		23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること		
24	ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下であること		24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること		
25	臭素酸	0.01mg/l以下であること		25	ジブromokロロメタン	0.1mg/l以下であること		
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること		26	臭素酸	0.01mg/l以下であること		
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること		27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること		
28	ブromokロロメタン	0.03mg/l以下であること	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること			
29	ブromokロロホルム	0.09mg/l以下であること	29	ブromokロロメタン	0.03mg/l以下であること			
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること	30	ブromokロロホルム	0.09mg/l以下であること			
				31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること		

給水装置工事施行基準（新旧対照表）

現 行				改正案				備 考
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/ℓ 以下であること	色	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/ℓ 以下であること		
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/ℓ 以下であること		33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/ℓ 以下であること		
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること		34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/ℓ 以下であること		
34	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/ℓ 以下であること		35	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/ℓ 以下であること		
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/ℓ 以下であること	味	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/ℓ 以下であること		
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/ℓ 以下であること	色	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/ℓ 以下であること		
37	塩化物イオン	200mg/ℓ 以下であること	味	38	塩化物イオン	200mg/ℓ 以下であること		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ 以下であること		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ 以下であること		
39	蒸発残留物	500mg/ℓ 以下であること		40	蒸発残留物	500mg/ℓ 以下であること		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ 以下であること	発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ 以下であること		
41	ジオスミン	0.00001mg/ℓ 以下であること	におい	42	ジオスミン	0.00001mg/ℓ 以下であること		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ 以下であること	におい	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ 以下であること		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ 以下であること	発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ 以下であること		
44	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/ℓ 以下であること	におい	45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/ℓ 以下であること		
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること	基礎的 性状	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ 以下であること		
46	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること		47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること		
47	味	異常でないこと		48	味	異常でないこと		
48	臭気	異常でないこと		49	臭気	異常でないこと		
49	色度	5 度以下であること		50	色度	5 度以下であること		
50	濁度	2 度以下であること		51	濁度	2 度以下であること		

現 行

(2) 水質管理目標設定項目

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」
（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号）

表 2 水質管理目標設定項目

平成 23 年 4 月 1 日改正

No	項目	基準	備考
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.015mg/ℓ以下	金属類
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/ℓ以下	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.01mg/ℓ以下	
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ℓ以下	無機物
5	(略)	(略)	(略)
8～9	(略)	(略)	(略)
10～12	(略)	(略)	消毒剤消毒副生成物
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下	
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下	
15～27	(略)	(略)	(略)
28	従属栄養細菌	1mlで形成される集落数が 2000 以下であること	生物の指標
29～30	(略)	(略)	(略)

※ No.6, 7, 11 は、基準改正等により欠番。

改正案

(2) 水質管理目標設定項目

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」
（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号）

表 2 水質管理目標設定項目

(平成 26 年 4 月 1 日)

No	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002mg/ℓ以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02mg/ℓ以下
4	削除 ※1	削除
5	(略)	(略)
6	削除 ※1	削除
7	削除 ※1	削除
8～10	(略)	(略)
11	削除 ※1	削除
12	(略)	(略)
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下 (暫定)
15～27	(略)	(略)
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が 2000 以下 (暫定)
29～30	(略)	(略)

※1 水質管理目標設定項目 4,6,7,11 については、水道法改正により削除されました。

備 考

【参-62～63】
「アンチモン及びその化合物」と「ニッケル及びその化合物」の目標値を「0.02mg/ℓ」に改正。
水質基準項目へ移行となった「亜硝酸態窒素」を削除。

現行の表 2 を
健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年健発 101004 号）」に定める「別添 1 水質管理目標設定項目」の表に合わせた標記へ変更。

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">排水設備工事施行基準</p> <p style="text-align: center;">2011</p> <p style="text-align: center;">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p style="text-align: center;">排水設備工事施行基準</p> <p style="text-align: center;">2011 <u>(2014.6 改正版)</u></p> <p style="text-align: center;">鹿 児 島 市 水 道 局</p>	<p>【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考
<p>(1) グリース阻集器</p> <p>営業用調理場等からの汚水中に含まれる油脂類を阻集器の中で分離して除去し、排水管に流入させない目的がある。</p> <p>ア 設置位置は原則として、屋内とする。やむを得ず屋外に設置する場合は雨水及び土砂の入らない構造とする。</p> <p>イ 阻集器の選定時の主な要因となる阻集グリースの清掃周期及びたい積残さの清掃周期は、事前に使用者と打合せを行い決定しなければならない。</p> <p>ウ グリース阻集器の容量算定は、(資料4)による。</p> <p>エ グリース阻集器の標準図は、(図3-23)のとおりである。</p>	<p>(1) グリース阻集器</p> <p>営業用調理場等からの汚水中に含まれる油脂類を阻集器の中で分離して除去し、排水管に流入させない目的がある。</p> <p>ア 設置位置は原則として、屋内とする。やむを得ず屋外に設置する場合は雨水及び土砂の入らない構造とする。</p> <p>イ 阻集器の選定時の主な要因となる阻集グリースの清掃周期及びたい積残さの清掃周期は、事前に使用者と打合せを行い決定しなければならない。</p> <p>ウ グリース阻集器の容量算定は、(資料4)による。</p> <p>エ グリース阻集器の標準図は、(図3-23)のとおりである。</p> <p>オ グリース阻集器への後付けによるばっ気装置(菌又はオゾンなどを利用して油脂を分解するばっ気装置)の追加設置については禁止する。</p>	<p>【P.45】</p> <p>グリース阻集器の項目に、「オ グリース阻集器への後付けによるばっ気装置の追加設置の禁止」を追加。</p>